

住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書交付申請の手引き

奈良県広域消防組合消防本部

住宅宿泊事業の届出を行う場合は、添付書類として「消防法令適合通知書」が必要となります。「消防法令適合通知書」は、所轄の消防署長宛てに消防法令適合通知書交付申請を行い、住宅宿泊事業を営む住宅が消防法令に適合していることが確認された後に交付されます。

消防法令適合通知書交付申請にあたっては、次の各項目をご確認いただき、事前に所轄消防署にご相談ください。

1 消防法令適合通知書交付申請の流れは、次のとおりです。

- 事前相談（必要な消防用設備等の事前確認）
↓
- 消防法令適合通知書交付申請（立入検査日調整）
↓
- 書類審査
↓
- 立入検査（立会いが必要）
↓
- 消防法令適合通知書交付決定
↓
- 消防法令適合通知書交付

2 住宅宿泊事業を営む住宅の消防法令適合について

住宅宿泊事業を営む住宅の消防法令上の用途は、消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(5)項イ「旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの」、令別表第1(16)項イ「複合用途防火対象物」、令別表第1(5)項ロ「共同住宅」または、「住宅や長屋」に分類されます。(住宅宿泊事業を営む住宅の消防法令上の用途判定を参照してください。)

上記の用途に分類した後、建物の状況により必要な住宅用防災機器や消防用設備等の設置、防災物品の使用や防火管理者の選任等が義務付けられますので、事前に所轄消防署（予防担当）にご相談ください。

※ 住宅用防災機器とは、火災により発生する煙又は熱をいち早く感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器で、住宅用防災警報器や住宅用防災報知設備があります。

※ 事前相談は、予定地、住宅宿泊事業を営む住宅の面積や図面など、住宅宿泊事業を営む住宅の具体的な内容が分かる資料をご準備ください。(具体的な面積や構造等が分からない場合、必要となる消防用設備等について判断できない場合があります。)

3 消防法令適合通知書交付申請書について

消防法令適合通知書交付申請は、消防法令適合通知書交付申請書に次の書類を添付して申請してください。

- (1) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項又は第 4 項の規定による届出書の写し（これから保健所へ届出しようとする住宅宿泊事業届出書の写し）
- (2) 当該届出にかかる建物の建築図面の写し（手書き図面で可能）
- (3) 登記簿の写し
- (4) 住民票の写し

4 届出住宅の検査について

消防法令適合通知書交付申請に基づき、所轄消防署員が住宅宿泊事業を営む住宅の検査を行います。検査には、申請者（代理人含む。）の立会いが必要となり、あらかじめ日程の調整が必要です。また、共用部分に設置されている消防用設備等の状況を確認する必要がある場合がありますので、事前に所轄消防署の指示を受けてください。

5 防火対象物（使用開始・変更）届出書の届出について

消防法令上の用途が住宅や長屋以外の住宅宿泊事業を営む住宅で、新たに使用を開始するときは、奈良県広域消防組合火災予防条例により「防火対象物（使用開始・変更）届出書」が必要です。使用開始の 7 日前までに必ず所轄消防署に届け出てください。

また、防火対象物（使用開始・変更）届出書には、防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書等を添付する必要がありますので、所轄消防署と事前に相談してください。

6 所轄消防署について

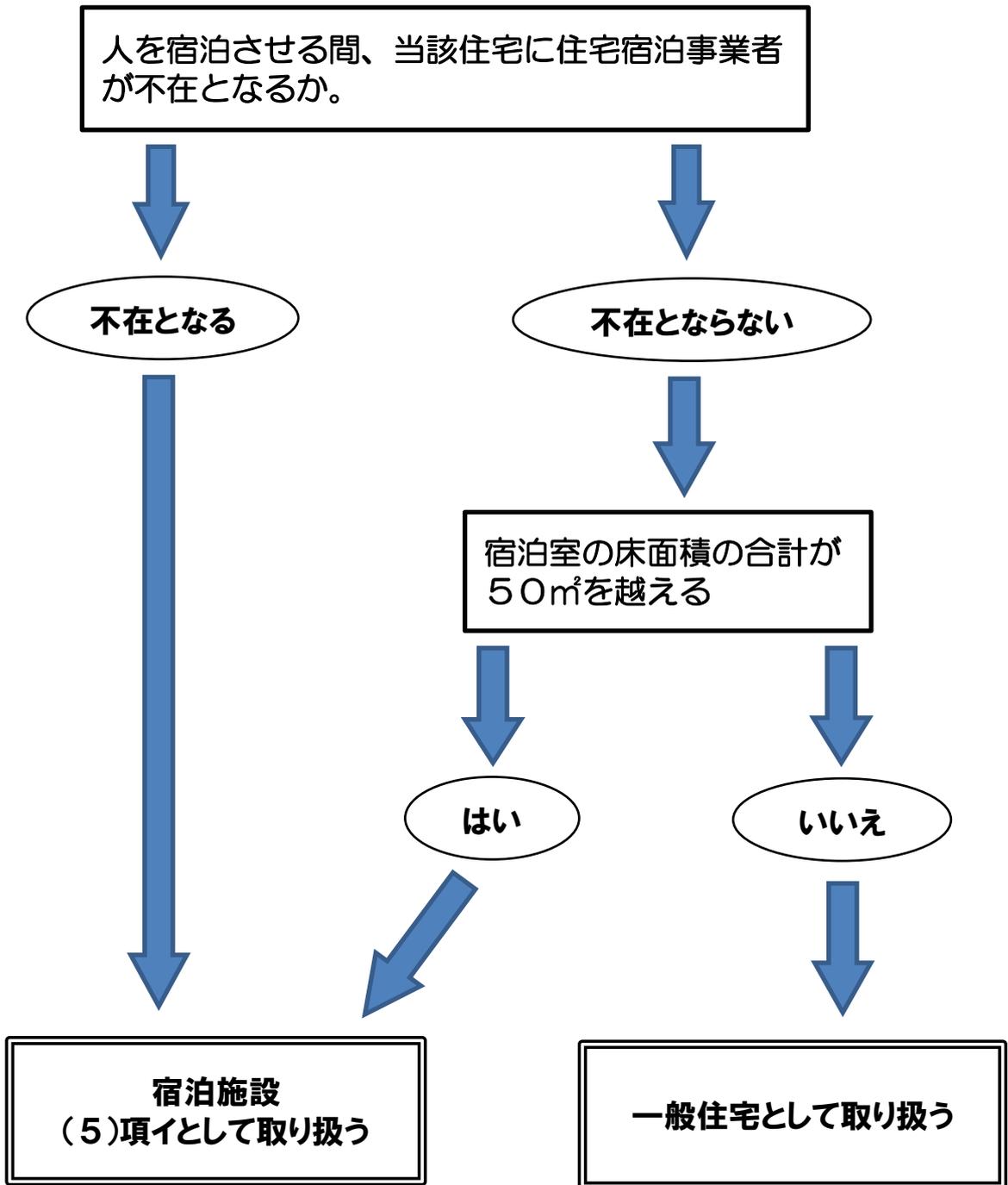
所轄消防署は、次のとおりですので、事前相談及び消防法令適合通知書交付申請は、住宅宿泊事業を行う住所の消防署へお願いします。

消防署名	電話番号	消防署が管轄する市町村名
天理消防署	0743-62-3322	天理市
磯城消防署	0744-33-2461	磯城郡田原本町、磯城郡三宅町、磯城郡川西町
山添消防署	0743-85-0304	山辺郡山添村
桜井消防署	0744-42-4119	桜井市
五條消防署	0747-22-3310	五條市、吉野郡十津川村、吉野郡野迫川村
大和郡山消防署	0743-59-1191	大和郡山市
西和消防署	0745-73-1001	生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡河合町
宇陀消防署	0745-82-3199	宇陀市、宇陀郡曾爾村、宇陀郡御杖村

葛城消防署	0745-69-7171	葛城市
吉野消防署	0746-32-1011	吉野郡吉野町、吉野郡下北山村、吉野郡上北山村、 吉野郡川上村、吉野郡東吉野村
高田消防署	0745-25-0119	大和高田市
橿原消防署	0744-23-1155	橿原市
御所消防署	0745-62-0119	御所市
高市消防署	0744-52-4499	高市郡高取町、高市郡明日香村
大淀消防署	0747-52-1199	吉野郡大淀町
下市消防署	0747-52-2299	吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村
香芝消防署	0745-76-4119	香芝市
広陵消防署	0745-55-4123	北葛城郡広陵町

住宅宿泊事業を営む住宅の消防法令上の用途判定

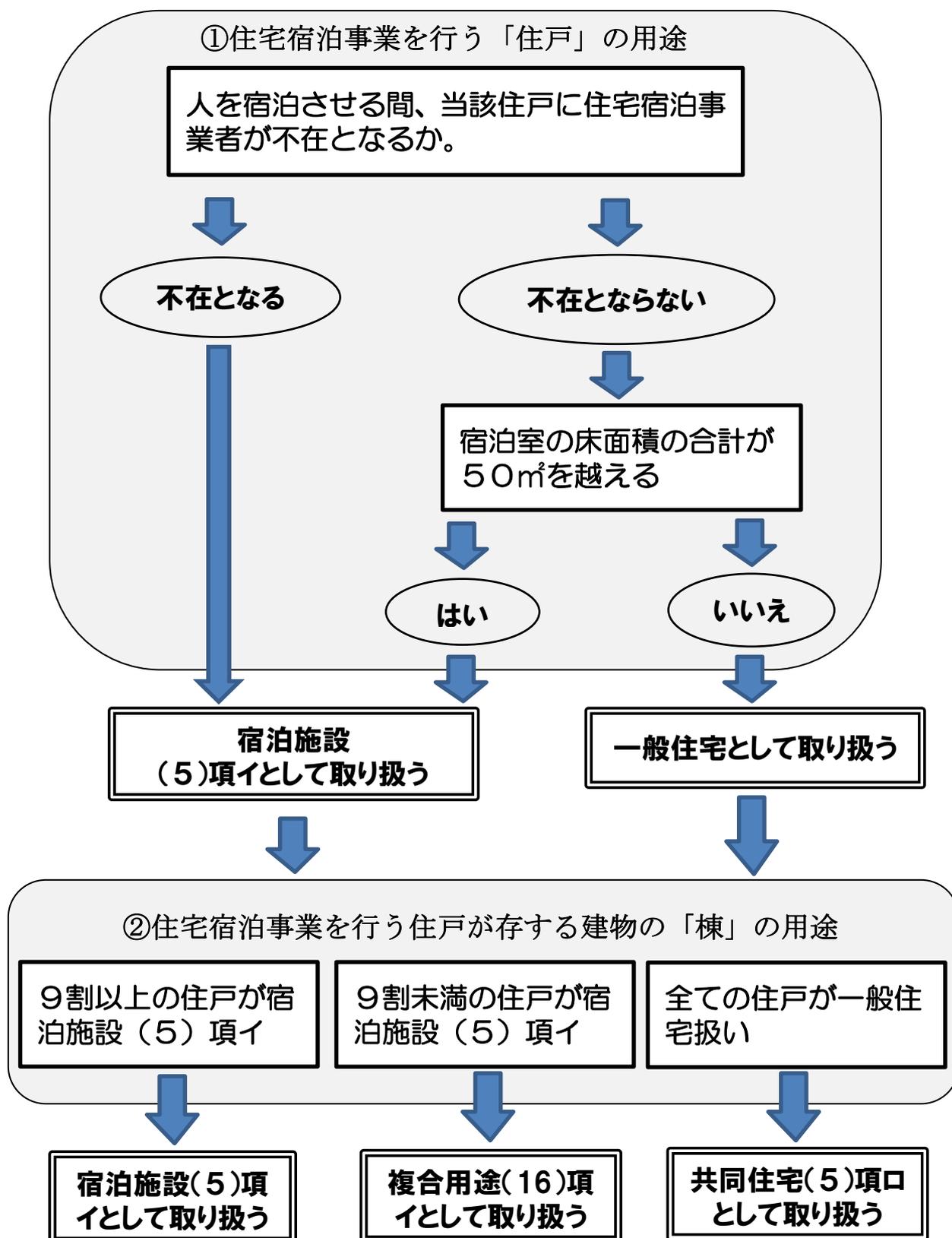
(一戸建て住宅を利用する場合)



※ 宿泊室の面積とは、住宅宿泊事業を営む住宅における「宿泊者が就寝する室」の床面積の合計をいいます。

住宅宿泊事業を営む住宅の消防法令上の用途判定 (マンションやアパート等の共同住宅を利用する場合)

※「住戸」の用途を元に「棟」の用途が決まります。



※ 宿泊室の面積とは、住宅宿泊事業を営む住宅における「宿泊者が就寝する室」の床面積の合計をいいます。
※ 住宅宿泊事業者の居住や不在の判断は、一戸建て住宅の場合は棟(建物)単位、共同住宅の場合は住戸単位で行います。